

豚丹毒（アジュバント加）不活化ワクチン

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準の豚丹毒（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.3、3.3.7 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。なお、3.3.7 の試験を適用しないものについては、同基準の豚丹毒（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.8 に規定するところにより、これに規定する試験を行うものとする。